

平成31年4月25日

## 燃費及び排出ガスの抜取検査の不正事案における再発防止策実施状況について

平成30年8月8日に報告しました「燃費及び排出ガスの抜取検査の不正事案を受けた確認の実施結果について」における再発防止策について、平成31年1月から3月までの状況を下記の通りご報告致します。

### 記

平成30年8月8日に報告した再発防止策（1）～（4）の各事項についての実施状況

#### （1）管理項目の指示

品質保証部門にて、法規を解釈し、検査現場で管理すべき試験環境や条件等を作業標準・基準に落とし込む際に、専門的知識のある他部門と多角的に検証を行なうことにします。

#### （実施状況）

前回（平成31年2月4日）報告いたしました通り、品質保証部門に加えて専門的知識がある自動車型式の認証を取得する部門及び完成検査を実施する部門と協働して、新規法規等を読み解き適切な検査方法を立案することにしました。

現在、令和元年6月30日施行の国土交通省令 第七十九号及び国土交通省告示 第千百六十八号に対して、当該部門と協働活動しております。

#### （2）測定結果の有効性判断

排出ガスの測定後、逸脱時間を含めた測定結果をチャート図に印刷できるようにして、測定した検査員の現場リーダ及び監督者が、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添44」が定める運転速度の許容される逸脱時間内であること（トレースエラーがないこと）を確認した上で、有効な測定結果とするようにしました。

#### （実施状況）

モード排出ガス測定において平成30年8月8日から平成31年1月29日までに測定した結果を先回報告させて頂きました。その後平成31年1月30日から平成31年4月24日までの期間に合計38台のモード排出ガスの測定を行ないました。当該38台分の測定結果について現場リーダ及び監督者が内容を確認したところ、運転速度の許容される逸脱時間を超えたものはありませんでした。

また、測定室の温度や設備条件についても確認して適切であったことから、全て有効な測定結果と判断しました。

なお、平成30年8月8日から平成31年4月24日までモード排出ガスを測定した総数は66台で、全て運転速度の許容される逸脱時間を超えたものはなく、有効な測定結果と判断しています。

### (3) システムによるトレースエラーの自動発見

測定時にトレースエラーが起きた場合、測定機が自動で発見して測定を中止するなど、人に代わりシステムの的に判定できないか、測定機メーカーと検討を進めます。

#### (実施状況)

令和元年5月までにシステムを導入できるように測定機メーカーと調整を進めてまいりましたが、少し遅れが生じています。最新の予定では令和元年6月、7月、9月にそれぞれ1台ずつ測定機を導入します。

### (4) 検査員の教育・技量維持向上

改めてトレースエラーに関わる法規と問題点について教育を行い周知徹底を図りました。トレースエラーが発生した場合には、起こった事象を確認して対応策等を検討し、全検査員による共有を徹底することにしました。これにより「注意すべき箇所、タイミング、対応方法」等のノウハウをさらに蓄積・共有し、検査員の技量の維持向上に努めてまいります。

#### (実施状況)

先回の報告以降、モード排出ガス測定職場では、日々の業務で気づいた改善点をきっかけに品質標準類の改訂を2件行なうなど、業務を向上させる活動を定常的に実施されていることが確認できました。

また、モード排出ガス測定において運転速度の許容される逸脱時間を超えたことはなく、検査員による測定の技量は維持されていることが確認できました。

よって検査員の教育・技量維持向上は引続き適切にできていると判断します。

以上